

(別紙 1 - 1 くろまぐろ (小型魚))

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 東京都大島地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

東京都大島町、利島村、新島村又は神津島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する定置漁業及び東京都漁業調整規則 (昭和 40 年東京都規則第 160 号) 第 5 条第 1 項第 22 号に規定する小笠原村地先海面における小型定置漁業並びに小笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型定置漁業をいう。以下同じ。)) を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 東京都三宅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都三宅村又は御蔵島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内

3 東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都八丈町又は青ヶ島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内

4 東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都小笠原村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内

5 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐろ（小型魚）に係る都道府県別漁獲可能量（以下この別紙において、「東京都漁獲可能量」という。）のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区分における操業及びくろまぐろ（小型魚）の採捕の実態等を勘案して按分し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状況及びくろまぐろ（小型魚）の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲可能量の管理に係る措置

東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急報告体制

(1) 緊急報告の基準等

各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

ア 東京都大島地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業、東京都三宅地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業、東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業及び東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業にあつては、1隻1日当たり100キログラム

イ 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業にあつては、1か統1日当たり100キログラム

(2) 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

ア くろまぐろ（小型魚）を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合に対して速やかに連絡を行う。

イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取りまとめた結果を東京都へ報告する。

ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

(3) 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
東京都大島地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言
東京都三宅地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の指導
東京都八丈地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業 東京都小笠原地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告
東京都くろまぐろ(小型魚)定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言
	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導
	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体全てを放流し、網起こしを1日当たり1回に抑制すべき旨の勧告

(2) 法第 32 条第 2 項 2 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のと

おりとする。

くろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合	東京都がくろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	東京都漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ（小型魚）の採捕の抑制を勧告する。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。

(4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 漁獲量の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

5 採捕の停止命令について

法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はくろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。